

佐久市障害者（児）通所費助成事業の申請方法

1. 申請書の記入・必要書類の準備

【佐久市障害者（児）通所費助成金交付申請書（様式第1号）】の必要事項をご記入ください。

以下添付書類をご用意ください。

(1) 経費の支出を証する書類

- ・公共交通機関を利用した場合：領収書、定期券の写しなど、実際に支払った交通費がわかるもの。
- ・自家用車、自動二輪車等を利用した場合：領収書等は不要ですが、通所日数の確認が必要です。

(2) 通所証明書（様式第2号）

- ・通所先の事業所に記入を依頼し、証明を受けてください。

(3) その他、市長が必要と認める書類

- ・個別の状況に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

2. 申請書の提出

- ・準備ができた書類一式を、通所先事業所もしくは、佐久市役所福祉課へ提出してください。

（窓口を持参、または郵送）

- ・申請書の記入漏れや添付書類の不足がありますと、再提出をお願いすることがありますため、提出前に十分に確認をお願いします。

3. 審査・交付決定・確定通知

- ・提出された申請書の内容を審査し、審査の結果、助成金の交付が認められる場合、佐久市より佐久市障害者（児）通所費助成金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）を送付します。
- ・助成金の手続きに関する区分と請求書提出期限（例：7月から9月分は10月末日まで請求）が記載されていますので、必ず確認してください。

4. 助成金の請求

- ・【佐久市障害者（児）通所費助成金請求書（様式第4号）】を記入し、請求期日までに、通所先事業所もしくは、佐久市役所福祉課へ提出してください。（窓口を持参、または郵送）
- ・振込先は、原則として通所者本人または請求者本人の名義の口座となります。

5. 助成金の給付

- ・請求書が受理されると、指定した口座に助成金が振り込まれます。

6. 申請時期・給付時期

- ・申請時期・給付時期は四半期ごと以下のとおりとなります。

対象（通所月）	申請書提出期限	請求書提出期限	助成金給付時期
4月1日～6月末日分	7月10日	7月末日	8月予定
7月1日～9月末日分	10月10日	10月末日	11月予定
10月1日～12月末日分	1月10日	1月末日	2月予定
1月1日～3月末日分	4月10日	4月末日	5月予定

⑨提出期限を過ぎますと助成金の給付ができませんので、ご注意ください。